

## 川崎市市民オンブズマン条例（抜粋）

### （管轄）

第2条 市民オンブズマンの管轄は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、市民オンブズマンの管轄としない。

- （1）判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- （2）議会に関する事項
- （3）川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第36条に規定する個人情報保護委員の職務に関する事項
- （4）川崎市人権オンブズパーソン（以下、「人権オンブズパーソン」という。）に救済を申し立てた事項
- （5）職員の自己の勤務内容に関する事項
- （6）市民オンブズマン又は人権オンブズパーソンの行為に関する事項

### （苦情の調査等）

第13条 市民オンブズマンは、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該苦情を調査しない。

- （1）第2条ただし書の規定に該当するとき。
- （2）苦情を申し立てた者（以下、「苦情申立人」という。）が苦情の申立ての原因となった事実について苦情申立人自身の利害を有しないとき。
- （3）苦情の内容が、当該苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。
- （4）虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- （5）その他調査することが相当でないとき。

（以下省略）